

昭和三十二年四月十六日 第三種郵便物認可

三重県公報

号

外

昭和三十二年四月十六日

月 曜 日

主要目次

規則

- 一 三重県桑名都市計画復興土地地区画整理事業施行規則 一〇
- 一 三重県四日市都市計画復興土地地区画整理事業施行規則 七
- 一 三重県津都市計画復興土地地区画整理事業施行規則 一三
- 一 三重県伊勢都市計画復興土地地区画整理事業施行規則 二〇

規則

◎三重県規則第二十二号

三重県桑名都市計画復興土地地区画整理事業施行規則を、次のように定める。

昭和三十一年四月十六日

三重県知事

田 中 覚

三重県桑名都市計画復興土地地区画整理事業施行規則

目次

- 第一章 総 則 (第一条—第五条)
- 第二章 費用の負担 (第六条)
- 第三章 土地地区画整理審議会 (第七条—第十六条)
- 第四章 地積の決定の方法 (第十七条—第十八条)
- 第五章 評 価 (第十九条—第二十一条)
- 第六章 清 算 (第二十二条—第二十四条)
- 第七章 雑 則 (第二十五条—第三十三条)
- 附 則
- 第一章 総 則

(目的)

第一条 この規則は、桑名市の戦災復興を目的として土地地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号、以下「法」という。
(第三条第四項の規定により三重県知事(以下「知事」という。))が施行する土地地区画整理事業(以下「事業」という。))を行うため、法第六十七条第二項において準用する法第五十三條第二項に規定する事項その他の必要な事項を定めること

とを目的とする。

(事業の名称)

第二条 前条の事業の名称は、桑名都市計画復興土地区画整理事業という。

(施行地区に含まれる土地の名称)

第三条 事業の施行地区を次の工区に分ち、工区の名称および工区に含まれる地域の名称は次のとおりとする。

工区名

工区に含まれる地域の名称

第一工区 桑名市大字桑名の一部

第二工区 桑名市大字桑名、同大字桑名村の各一部

第三工区 桑名市大字桑名、同大字桑名村、同大字矢田、同大字本願寺、同大字江場、同大字大福の各一部

第四工区

桑名市大字桑名、同大字本願寺、同大字東野、同大字矢田の各一部

(事業の範囲)

第四条 事業は、法第二条第一項および第二項に規定する事業の範囲内において行うものとする。

(事務所の所在地)

第五条 事業の事務所は、桑名市京町に置く。

第二章 費用の負担

(費用の負担)

第六条 事業に要する費用(以下「事業費」という。)は、国および桑名市の負担するものを除き県が負担する。

2 知事、は土地区画整理審議会の同意があつた場合は、前項の規定にかかわらず法第九十六条第二項の規定による保留地を処分して事業費の一部に充てるものとする。

第三章 土地区画整理審議会

(審議会の設置およびその名称)

第七条 事業施行のため知事の附属機関として桑名都市計画復興土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会委員の定数)

第八条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は二十人とする。

2 前項に規定する委員の定数のうち四人は、この事業について学識経験を有する者のうちから知事が選任する。

3 法第五十八条第一項の規定により土地の所有者および借地権を有する者から選挙せらるべき委員の数は、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号、以下「令」という。)(第二十二條第四項の規定により知事が公告する。

(委員の任期)

第九条 委員の任期は、三年とする。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(立候補制)

第十条 令第二十四条の規定により委員は、候補者のうちから選挙する。

(予備委員およびその定数)

第十一条 審議会に土地の所有者および借地権を有する者から選挙せらるべき委員についての予備委員をそれぞれ置く。

2 予備委員の定数は、第八条第三項により公告される委員の定数のそれぞれ半数以内で知事が定め、同時に公告する。

3 令第三十五条から第四十条までの規定は、予備委員について準用する。

(得票数)

第十二条 令第三十五条第三項の規定により、法第七十条第三項において準用する法第五十九条第三項に規定する得票数は当該選挙において選挙すべき委員の数でその選挙における有効投票の総数を除して得た数の十分の一以上とする。

(予備委員からの補充)

第十三条 委員に欠員を生じた場合においては、予備委員となつた者の中で得票数の多い者から順次補充する。

2 知事は、前項の規定により委員となつた者の氏名および住所(法人にあつては、その名称および主たる事務所の所在地)を公告するとともに、委員となつた者に対してその旨を通知する。

3 補充により委員となつた者は、前項の公告のあつた日から

委員としての資格を取得するものとする。

4 第一項の規定により委員を補充した結果、予備委員の定数に欠員を生じた場合において、既に予備委員である者を除き前条に定める数以上の得票のあつた者が更にあるときは、第一項の規定の例によりその者の中から予備委員を補充することができ。

(委員の補欠選挙)

第十四条 選挙されたそれぞれの委員の欠員が定数の三分の一を超えるに至つた場合において、これを補充すべき予備委員がないとき令第四十二条の規定に該当する場合を除くほかはそれぞれの委員について、補欠選挙を行う。

2 前項の補欠選挙においては、予備委員を新たに定めることができる。

(学識経験委員の補充)

第十五条 学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員を生じた場合においては、知事はすみやかに補充の委員を選任する。

2 学識経験を有する者のうちから選任された委員が法第六十三條第四項第二号または、第三号の規定に該当するに至つたときは、知事は、これを解任して他の者を委員として選任する。

(審議会の運営)

第十六条 審議会の庶務は、第五条の事務所において処理する。

2 この事業に従事する職員は、審議会に出席して説明を行い、および意見を述べることができる。

第四章 地積の決定の方法

(従前の宅地)

第十七条 換地の交付の標準となるべき従前の宅地各筆の地積は、昭和二十一年十月九日現在(以下「土地台帳縮切期日」という。)の土地台帳地積により、国有地および準国有地については、所管庁の登録台帳(台帳がないときは実測)地積による。

2 土地台帳縮切期日経過後に、分筆または合筆を行った宅地については、土地台帳縮切期日現在における分筆または合筆前の土地台帳地積を標準とし、知事の査定した地積をもつて土地台帳に登録した地積とする。

3 土地台帳縮切期日経過後新たに土地台帳に登録した宅地については、その登録地積とする。

(所有権以外の権利の地積)

第十八条 換地について所有権以外の権利の部分を決める場合において、その標準となるべき従前の宅地の全部または一部について存する未登記の所有権以外の権利の地積は法第八十五条第一項および同条第三項の規定による申告または届け出

の地積による。ただし、申告または届け出の地積が土地所有権の地積と符合しないときは、再訂正して届け出た地積による。

第五章 評 価

(評価員の数)

第十九条 法第七十一条に規定する評価員の数は五人以内とする。

(従前の宅地および換地の評定価格)

第二十条 従前の宅地および換地の各筆の評定価格は、その位置、地積、区画、土質、利用状況、固定資産の課税標準、環境等を総合的に考慮して評定し、評価員の意見を聞いて知事が定める。ただし、公共用地にあてため買取した土地および、市有地で公共の用に供している土地に対しては評定価格を定めない。

(権利価格の割合)

第二十一条 所有権以外の借地権(地役権、先取特権、質権、抵当権を除く。)の権利の存する土地については、法第九十四条の規定による清算金算出の基準となるべき所有権と借地権との権利価格の配分割合は、前条の宅地の評定価格、賃貸料位置、区画、土質、水利・用状況、環境等を参しやくして調査し評価員の意見を聞いて知事が定め配分する。この場合においてこの権利について定められた契約が事業に関する権利義

務について特別の条件があるときは、その契約条件を考慮することができる。

第六章 清 算

(清算金の算定)

第二十二条 換地清算について、徴収または交付すべき清算金額は、従前の宅地の評定価格または前条の規定による権利の配分割合により算定した権利価格と当該宅地に対する換地の評定価格または前条の規定による権利の配分割合により算定した権利価格との間における差額を換地計画において清算金として決定する。

2 法第九十条および第九十一条第三項ならびに第九十二条第三項の規定により換地を交付しないで金銭で清算し、または権利を消滅せしめて金銭で清算する場合における清算金は、前項に準じて定める。

3 前二項の清算金に剰余を生じたときは、この事業費に充てるものとする。

(清算金の分割徴収または、分割交付)

第二十三条 前条の規定による清算徴収金および同交付金については、令第六十一条第一項および第二項の規定により五年以内において、分割徴収し、または分割交付を行うことができる。

2 前項の場合において当該分割徴収または分割交付に関する

施行細則(以下「清算施行細則」という。)は、告示で定める。

3 前項の清算施行細則には次の事項を記載する。

一 分割して徴収することのできる清算金の一定の額

二 分割納付希望申し出の手續および承認に関する事項

三 分割徴収の五年以内の回数および毎回徴収すべき金額の算定(利子計算を含む。)に関する事項

四 分割して交付することのできる清算金の一定の額ならびに、分割交付の五年以内の回数および毎回交付すべき金額の算定(利子計算を含む。)に関する事項

五 分割納付金および分割交付金について変更または繰上げ徴収もしくは、交付に関する事項

六 清算徴収金および清算交付金の整理に関する事項

七 清算徴収金および清算交付金のある土地の権利譲渡または氏名もしくは住所の変更にに関する事項

八 その他必要な事項

(清算徴収金等の納付期限)

第二十四条 前条第一項の清算徴収金および法百十四条第三項、または法百十六条第四項の規定による求償金を納付すべき期限および場所は、知事が定め、少なくとも当該期限の十五日前に納付義務者に通知する。

2 前項の清算徴収金を滞納する者がある場合においては、管

第三条第四項の規定により三重県知事(以下「知事」という。)
が行うため、法第六十七条第二項において準用する法第五十三
条第二項に規定する事項その他の必要な事項を定めること
を目的とする。

(事業の名称)

第二条 前条の事業の名称は四日市都市計画復興土地画整理
事業という。

(施行地区に含まれる土地の名称)

第三条 事業の施行地区を次の工区に分ち、工区の名称および
工区に含まれる地域の名称は次のとおりとする。

工区名

工区に含まれる地域の名称

第一工区 四日市市大字四日市、四日市市大字浜田の各一
部

第二工区 四日市市大字四日市、四日市市大字浜田の各一
部

第三工区 四日市市大字四日市、四日市市大字浜田の各一
部

第四工区 四日市市大字浜田の一部

第五工区 四日市市大字四日市、四日市市大字浜一色、四
日市市大字末永、四日市市大字泊、四日市市大
字大治田の各一部

第六工区 四日市市大字四日市、四日市市大字浜一色の各
一部

第七工区 四日市市大字四日市、四日市市大字浜田の各一
部

第八工区 四日市市大字四日市、四日市市大字浜田の各一
部

第九工区 四日市市大字四日市、四日市市大字浜田の各一
部

(事業の範囲)

第四条 事業は、法第二条第一項および第二項に規定する事業
の範囲内において行うものとする。

(事務所の所在地)

第五条 事業の事務所は、四日市市大字浜田に置く。

第二章 費用の負担

(費用の負担)

第六条 事業に要する費用(以下「事業費」という。)は、国
および四日市市の負担するものを除き県が負担する。

2 知事は、土地画整理審議会の同意があつた場合は、前項
の規定にかかわらず法第九十六条第二項の規定による保留地
を処分して事業費の一部に充てるものとする。

第三章 土地画整理審議会

(審議会の設置およびその名称)

第七条 事業施行のため知事の附属機関として、四日市都市計
画復興土地画整理審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会委員の定数)

第八条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は二十
人とする。

2 前項に規定する委員の定数のうち四人は、この事業につい
て学識経験を有する者のうちから知事が選任する。

3 法第五十八条第一項の規定により土地の所有者および借地
権を有する者から選挙せらるべき委員の数は、土地画整理
法施行令(昭和三十年政令第四十七号、以下「令」という。)第
二十二条第四項の規定により知事が公告する。

(委員の任期)

第九条 委員の任期は、三年とする。補欠の委員の任期は、前
任者の残任期間とする。

(立候補制)

第十条 令第二十四条の規定により委員は、候補者のうちから
選挙する。

(予備委員およびその定数)

第十一条 審議会に土地の所有者および借地権を有する者から
選挙せらるべき委員についての予備委員をそれぞれ置く。

2 予備委員の定数は、第八条第三項により公告される委員の
定数のそれぞれ半数以内で知事が定め、同時に公告する。

3 令第三十五条から第四十条までの規定は、予備委員につい
て準用する。

(得票数)

第十二条 令第三十五条第三項の規定により、法第七十条第
三項において準用する法第五十九条第三項に規定する得票数
は、当該選挙において選挙すべき委員の数でその選挙におけ
る有効投票の総数を除して得た数の十分の一以上とする。

(予備委員からの補充)

第十三条 委員に欠員を生じた場合においては、予備委員とな
つた者の中で得票数の多い者から順次補充する。

2 知事は、前項の規定により委員となつた者の氏名および住
所(法人にあつては、その名称および主たる事務所の所在地
)を公告するとともに、委員となつた者に対してその旨を通
知する。

3 補充により委員となつた者は、前項の公告のあつた日から
委員としての資格を取得するものとする。

4 第一項の規定により委員を補充した結果、予備委員の定数
に欠員を生じた場合において、既に予備委員である者を除き
前条に定める数以上の得票のあつた者が更にあるときは、第
一項の規定の例によりその者の中から予備委員を補充するこ
とができる。

(委員の補欠選挙)

第十四条 選挙されたそれぞれの委員の欠員が定数の三分の一を超えるに至つた場合において、これを補充すべき予備委員がないとき令第四十二条の規定に該当する場合を除くほかはそれぞれの委員について、補欠選挙を行う。

2 前項の補欠選挙においては、予備委員を新たに定めることができる。

(学識経験委員の補充)

第十五条 学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員を生じた場合においては、知事はすみやかに補充の委員を選任する。

2 学識経験を有する者のうちから選任された委員が法第六十三条第四項第二号または、第三号の規定に該当するに至つたときは、知事は、これを解任して他の者を委員として選任する。

(審議会の運営)

第十六条 審議会の庶務は、第五条の事務所において処理する。

2 この事業に従事する職員は、審議会に出席して説明を行い、および意見を述べることができる。

第四章 地積の決定の方法

(従前の宅地)

第十七条 換地の交付の標準となるべき従前の宅地各筆の地積

は、昭和二十一年十月九日現在(以下「土地台帳締切期日」という。)の土地台帳地積により、国有地および準国有地については、所管庁の登録台帳(台帳がないときは実測)地積による。

2 土地台帳締切期日経過後に、分筆または合筆を行つた宅地については、土地台帳締切期日現在における分筆または合筆前の土地台帳地積を標準とし、知事の査定した地積をもつて土地台帳に登録した地積とする。

3 土地台帳締切期日経過後新たに土地台帳に登録した宅地については、その登録地積とする。

(所有権者以外の権利の地積)

第十八条 換地について所有権以外の権利の部分を定める場合において、その標準となるべき従前の宅地の全部または一部について存する未登録の所有権以外の権利の地積は法第八十五条第一項および同条第三項の規定による申告または届け出の地積による。ただし、申告または届け出の地積が土地所有権の地積と符合しないときは、再訂正して届け出た地積による。

第五章 評価

(評価員の数)

第十九条 法第七十一条に規定する評価員の数は五人以内とする。

(従前の宅地および換地の評定価格)

第二十条 従前の宅地および換地の各筆の評定価格は、その位置、地積、区画、土質、利用状況、固定資産の課税標準、環境等を総合的に考慮して評定し、評価員の意見を聞いて知事が定める。ただし、公共用地にあてため買収した土地および、市有地で公共の用に供している土地に対しては評定価格を定めない。

(権利価格の割合)

第二十一条 所有権以外の借地権(地役権、先取特権、質権、抵当権を除く。)の権利の存する土地については、法第九十四

条の規定による清算金算出の基準となるべき所有権と借地権との権利価格の配分割合は、前条の宅地の評定価格、賃貸料、位置、区画、土質、水利利用状況、環境等を参しやくして調査し評価員の意見を聞いて知事が定め配分する。この場合においてこの権利について定められた契約が事業に関する権利義務について特別の条件があるときは、その契約条件を考慮することができる。

第六章 清算

(清算金の算定)

第二十二条 換地清算について、徴収または交付すべき清算金額は、従前の宅地の評定価格または前条の規定による権利の配分割合により算定した権利価格と当該宅地に対する換地の

評定価格または前条の規定による権利の配分割合により算定した権利価格との間における差額を換地計画において清算金として決定する。

2 法第九十条および第九十一条第三項ならびに第九十二条第三項の規定により換地を交付しないで金銭で清算し、または権利を消滅せしめて金銭で清算する場合における清算金は、前項に準じて定める。

3 前二項の清算金に剰余を生じたときは、この事業費に充てるものとする。

(清算金の分割徴収または、分割交付)

第二十三条 前条の規定による清算徴収金および同交付金については、令第六十一条第一項および第二項の規定により五年以内において、分割徴収し、または分割交付を行うことができる。

2 前項の場合において当該分割徴収または分割交付に関する施行細則(以下「清算施行細則」という。)は、告示で定める。

3 前項の清算施行細則には次の事項を記載する。

- 一 分割して徴収することのできる清算金の一定の額
- 二 分割納付希望申し出の手続および承認に関する事項
- 三 分割徴収の五年以内の回数および毎回徴収すべき金額の算定(利子計算を含む。)に関する事項

四 分割して交付することのできる清算金の一定の額ならびに、分割交付の五年以内の回数および毎回交付すべき金額の算定(剰子計算を含む。)に関する事項

五 分割納付金および分割交付金について変更または繰上げ徴収もしくは、交付に関する事項

六 清算徴収金および清算交付金の整理に関する事項

七 清算徴収金および清算交付金のある土地の権利譲渡または氏名もしくは住所の変更に關する事項

八 その他必要な事項

(清算徴収金等の納付期限)

第二十四条 前条第一項の清算徴収金および法第一百四十三条項、または法第一百六条第四項の規定による求償金を納付すべき期限および場所は、知事が定め、少なくとも当該期限の十五日前に納付義務者に通知する。

2 前項の清算徴収金を滞納する者がある場合においては、督促状を發して督促し、その指定した期限までに納付しないときは国税滞納処分例により三重県滞納処分事務取扱規則(昭和二十三年規則第一号)を準用して滞納処分することができ。

第七章 雑 則

(換地計画の縦覧に關する公告)

第二十五条 法第八十八条第二項の規定により換地計画を縦覧

に供しようとする場合においては、知事はあらかじめ縦覧開始の日、場所、および時間を公告する。

(所有権以外の権利の申告、または届け出の受理停止)

第二十六条 前条の規定による換地計画の縦覧についての、公告があつた日後法第一百三十三条第四項の規定による換地処分公告がある日までの間は、知事は法第八十五条第一項の規定による申告および同条第三項の規定による届け出は受理しない。

2 令第十九条の規定による委員の選挙期日の公告の日より二十日を経過した日から令第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の確定公告がある日までの間は、法第八十五条第一項および同条第三項の規定による申告ならびに届け出はこれを受理しない。

(換地処分の時期)

第二十七条 知事は、必要があると認めるときは、地区または工区の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることができ。

(補償金の前払)

第二十八条 法第七十七条第二項の規定により通知を受けた者が自から建築物等を移転したまたは、除却する場合において必要があると認められるときは、知事は、法第七十八条の規定による補償金の一部を前払することができる。この場合において

て、除却する建築物等に所有権以外の権利が設定されているときは、その権利を有する者の同意を得なければならない。

(代理人の選定)

第二十九条 施行地区内の宅地について権利を有する者で四日以内に居住しないものは、事業施行に關する書類の送達を受けるため市内に居住する者のうちから代理人を選定して知事に届け出ることができる。

2 前項の届け出があつたときは、本人に対する書類の送達はその代理人に対して行うものとする。

3 代理人の選定を変更しまたは、取り消したときは直ちにその旨知事に届け出なければならない。

(建築物等の許可申請の經由)

第三十条 施行地区内において権利を有する者が、法第七十六条第一項の規定による知事の許可を得るために提出する書類は、第五条の事務所を経由しなければならない。

(権利等の異動の届け出)

第三十一条 施行地区における宅地、建物等の所有権について異動を生じたときは、当事者双方連署して遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。この場合において連署によることができないときは、その事由を記載した書面を添えなければならない。

2 前項の届け出をしないために生じた損害については異議を

述べることができない。

(通路等の管理)

第三十二条 事業施行により開設した通路は、法第二条第五項の道路とみなし四日市市が管理するものとする。

(実施規定)

第三十三条 この規則に規定する外事業施行上必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 特別都市計画事業四日市復興土地区画整理施行規程(昭和三十年三重県告示第二百八十七号以下「旧規程」という。)は廃止する。

3 旧規程によつてした処分手続その他の行為は、この規則中これらの規定に相当する規定がある場合においては、この規則の規定によつたものとみなす。

◎三重県規則第二十四号

三重県津都市計画復興土地区画整理事業施行規則を、次のように定める。

昭和三十一年四月十六日

三重県知事 田 中 覚

三重県津都市計画復興土地区画整理事業施行

規則

目次

第一章 総則	(第一章—第五条)
第二章 費用の負担	(第六条)
第三章 土地区画整理審議会	(第七条—第十六条)
第四章 地積の決定の方法	(第十七条—第十八条)
第五章 評価	(第十九条—第二十一条)
第六章 清算	(第二十二条—第二十四条)
第七章 雑則	(第二十五条—第三十三条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、津市の戦災復興を目的として土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号以下「法」という。)第三條第四項の規定により三重県知事(以下「知事」という。)が施行する土地区画整理事業(以下「事業」という。)を行うため、法第六十七條第二項において準用する法第五十三條第二項に規定する事項その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の名称)

第二条 前条の事業の名称は、津都市計画復興土地区画整理事業

業という。

(施行地区に含まれる土地の名称)

第三条 事業の施行地区を次の工区に分ち、工区の名称および工区に含まれる地域の名称は次のとおりとする。

工区名 工区に含まれる地域の名称

- 第一工区 津市大字津、同大字津興、同大字乙部の各一部
- 第二工区 津市大字津、同大字塔世、同大字津興、同大字古河の各一部
- 第三工区 津市大字津、同大字塔世、同大字乙部、同大字相生町、同大字愛宕町、同大字観音寺、同大字広明町の各一部
- 第四工区 津市大字古河、同大字八丁の各一部
- 第五工区 津市大字相生町、同大字愛宕町、同大字乙部、同大字中原の各一部
- 第六工区 津市大字南津、同大字津興、同大字岩田、同大字垂水、同大字半田、一志郡久居町大字本村、同大字宮の前の各一部
- 第七工区 津市大字南津、同大字岩田、同大字半田の各一部

(事業の範囲)

第四条 事業は、法第二条第一項および第二項に規定する事業の範囲内において行うものとする。

(事務所の所在地)

第五条 事業の事務所は、津市大字津に置く。

第二章 費用の負担

(費用の負担)

第六条 事業に要する費用(以下「事業費」という。)は、国および津市の負担するものを除き県が負担する。

2 知事は、土地区画整理審議会の同意があつた場合は、前項の規定にかかわらず法第九十六條第二項の規定による保留地を処分して事業費の一部に充てるものとする。

第三章 土地区画整理審議会

(審議会の設置およびその名称)

第七条 事業施行のため知事の附属機関として、津都市計画復興土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会委員の定数)

第八条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は二十人とする。

2 前項に規定する委員の定数のうち四人は、この事業について学識経験を有する者のうちから知事が選任する。

3 法第五十八條第一項の規定により土地の所有者および借地権を有する者から選挙せらるべき委員の数は、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号、以下「令」という。)第二十二條第四項の規定により知事が公告する。

(委員の任期)

第九条 委員の任期は、三年とする。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(立候補制)

第十条 令第二十四條の規定により委員は、候補者のうちから選挙する。

(予備委員およびその定数)

第十一条 審議会に土地の所有者および借地権を有する者から選挙せらるべき委員についての予備委員をそれぞれ置く。

2 予備委員の定数は、第八条第三項により公告される委員の定数のそれぞれ半数以内で知事が定め、同時に公告する。

3 令第三十五條から第四十條までの規定は、予備委員について準用する。

(得票数)

第十二條 令第三十五條第三項の規定により、法第七十條第三項において準用する法第五十九條第三項に規定する得票数は、当該選挙において選挙すべき委員の数でその選挙における有効投票の総数を除して得た数の十分の一以上とする。

(予備委員からの補充)

第十三條 委員に欠員を生じた場合においては、予備委員となつた者の中で得票数の多い者から順次補充する。

2 知事は、前項の規定により委員となつた者の氏名および住

所（法人にあつては、その名称および主たる事務所の所在地）を公告するとともに、委員となつた者に対してその旨を通知する。

3 補充により委員となつた者は、前項の公告のあつた日から委員としての資格を取得するものとする。

4 第一項の規定により委員を補充した結果、予備委員の定数に欠員を生じた場合において、既に予備委員である者を除き前条に定める数以上の得票のあつた者が更にあるときは、第一項の規定の例によりその者の中から予備委員を補充することができる。

（委員の補欠選挙）

第十四条 選挙されたそれぞれの委員の欠員が定数の三分の一を超えるに至つた場合において、これを補充すべき予備委員がないとき令第四十二条の規定に該当する場合を除くほかはそれぞれの委員について、補欠選挙を行う。

2 前項の補欠選挙においては、予備委員を新たに定めることができる。

（学識経験委員の補充）

第十五条 学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員を生じた場合においては、知事はすみやかに補充の委員を選任する。

2 学識経験を有する者のうちから選任された委員が法第六十

三条第四項第二号または、第三号の規定に該当するに至つたときは、知事は、これを解任して他の者を委員として選任する。

（審議会の運営）

第十六条 審議会の庶務は、第五条の事務所において処理する。

2 この事業に従事する職員は、審議会に出席して説明を行い、および意見を述べることができる。

第四章 地積の決定の方法

（従前の宅地）

第十七条 換地の交付の標準となるべき従前の宅地各筆の地積は、昭和二十一年十月九日現在（以下「土地台帳締切期日」という。）の土地台帳地積により、国有地および準国有地については、所管庁の登録台帳（台帳がないときは実測）地積による。

2 土地台帳締切期日経過後に、分筆または合筆を行つた宅地については、土地台帳締切期日現在における分筆または合筆前の土地台帳地積を標準とし、知事の査定した地積をもつて土地台帳に登録した地積とする。

3 土地台帳締切期日経過後新たに土地台帳に登録した宅地については、その登録地積とする。

（所有権以外の権利の地積）

第十八条 換地について所有権以外の権利の部分を決める場合

において、その標準となるべき従前の宅地の全部または一部について存する未登記の所有権以外の権利の地積は法第八十五条第一項および同条第三項の規定による申告または届け出の地積による。ただし、申告または届け出の地積が土地所有権の地積と符合しないときは、再訂正して届け出た地積による。

第五章 評価

（評価員の数）

第十九条 法第七十一条に規定する評価員の数は五人以内とする。

（従前の宅地および換地の評定価格）

第二十条 従前の宅地および換地の各筆の評定価格は、その位置、地積、区画、土質、利用状況、固定資産の課税標準、環境等を総合的に考慮して評定し、評価員の意見を聞いて知事が定める。ただし、公共用地にあつては買取した土地および、市用地で公共の用に供している土地に対しては評定価格を定めない。

（権利価格の割合）

第二十一条 所有権以外の借地権（地役権、先取特権、質権、抵当権を除く）の権利の存する土地については、法第九十四条の規定による清算金算出の基準となるべき所有権と借地権

との権利価格の配分割合は、前条の宅地の評定価格、賃料、位置、区画、土質、水利・用状況、環境等を参しやくして調査し評価員の意見を聞いて知事が定め配分する。この場合においてこの権利について定められた契約が事業に関する権利義務について特別の条件があるときは、その契約条件を考慮することができる。

第六章 清算

（清算金の算定）

第二十二条 換地清算について、徴収または交付すべき清算金額は、従前の宅地の評定価格または前条の規定による権利の配分割合により算定した権利価格と当該宅地に対する換地の評定価格または前条の規定による権利の配分割合により算定した権利価格との間における差額を換地計画において清算金として決定する。

2 法第九十条および第九十一条第三項ならびに第九十二条第三項の規定により換地を交付しないで金銭で清算し、または権利を消滅せしめて金銭で清算する場合における清算金は、前項に準じて定める。

3 前二項の清算金に剰余を生じたときは、この事業費に充てるものとする。

（清算金の分割徴収または、分割交付）

第二十三条 前条の規定による清算徴収金および同交付金につ

いては、令第六十一条第一項および第二項の規定により五年以内において、分割徴収し、または分割交付を行うことができる。

2 前項の場合において当該分割徴収または分割交付に関する施行細則（以下「清算施行細則」という。）は、告示で定める。

3 前項の清算施行細則には次の事項を記載する。

- 一 分割して徴収することのできる清算金の一定の額
- 二 分割納付希望申し出の手続および承認に関する事項
- 三 分割徴収の五年以内の回数および毎回徴収すべき金額の算定（利子計算を含む。）に関する事項
- 四 分割して交付することのできる清算金の一定の額ならびに分割交付の五年以内の回数および毎回交付すべき金額の算定（利子計算を含む。）に関する事項
- 五 分割納付金および分割交付金について変更または繰上げ徴収もしくは交付に関する事項
- 六 清算徴収金および清算交付金の整理に関する事項
- 七 清算徴収金および清算交付金のある土地の権利譲渡または氏名もしくは住所の変更にに関する事項
- 八 その他必要な事項

（清算徴収金等の納付期限）

第二十四条 前条第一項の清算徴収金および法第百十四条第三

項、または法第百十六条第四項の規定による求償金を納付すべき期限および場所は、知事が定め、少なくとも当該期限の十五日前に納付義務者に通知する。

2 前項の清算徴収金を滞納する者がある場合においては、督促状を發して督促し、その指定した期限までに納付しないときは国税滞納処分例により三重県滞納処分事務取扱規則（昭和二十三年規則第一号）を準用して滞納処分することができ。

第七章 雑 則

（換地計画の縦覧に関する公告）

第二十五条 法第八十八条第二項の規定により換地計画を縦覧に供しようとする場合においては、知事はあらかじめ縦覧開始の日、場所、および時間を公告する。

（所有権以外の権利の申告、または届け出の受理停止）

第二十六条 前条の規定による換地計画の縦覧についての、公告があつた日後法第百三条第四項の規定による換地処分の公告がある日までの間は、知事は法第八十五条第一項の規定による申告および同条第三項の規定による届け出は受理しない。

2 令第十九条の規定による委員の選挙期日の公告の日より二十日を経過した日から令第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の確定公告がある日までの間は、法第八十五条第一項

および同条第三項の規定による申告ならびに届け出はこれを受理しない。

（換地処分の時期）

第二十七条 知事は、必要があると認めるときは、地区または工区の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることができ。

（補償金の前払）

第二十八条 法第七十七条第二項の規定により通知を受けた者が自から建築物等を移転し、または、除却する場合において必要があると認められるときは、知事は法第七十八条の規定による補償金の一部を前払することができる。この場合において、除却する建築物等に所有権以外の権利が設定されているときは、その権利を有する者の同意を得なければならぬ。

（代理人の選定）

第二十九条 施行地区内の宅地について権利を有する者で津市に居住しないものは、事業施行に関する書類の送達を受けるため市内に居住する者のうちから代理人を選定して知事に届け出ることができる。

2 前項の届け出があつたときは、本人に対する書類の送達は、その代理人に対して行うものとする。

3 代理人の選定を変更し、または、取り消したときは直ちに

その旨知事に届け出なければならない。

（建築物等の許可申請の経由）

第三十条 施行地区内において権利を有する者が、法第七十六条第一項の規定による知事の許可を得るために提出する書類は、第五条の事務所を経由しなければならない。

（権利等の異動の届け出）

第三十一条 施行地区における宅地、建物等の所有権について異動を生じたときは、当事者双方連署して遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。この場合において連署によることができないときは、その事由を記載した書面を添えなければならない。

2 前項の届け出をしないために生じた損害については異議を述べることができない。

（通路等の管理）

第三十二条 事業施行により開設した通路は、法第二条第五項の道路とみなし津市が管理するものとする。

（実施規定）

第三十三条 この規則に規定する外事業施行上必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 特別都市計画事業津復興土地区画整理施行規程（昭和三十

年三重県告示第二百九十号以下「旧規程」という。)は廃止する。

3 旧規程によつてした処分手続その他の行為は、この規則中これらの規定に相当する規定がある場合においては、この規則の規定によつてしたものみなす。

◎三重県規則第二十五号

三重県伊勢都市計画復興土地地区画整理事業施行規則を、次のように定める。

昭和三十一年四月十六日

三重県知事 田 中 覚

三重県伊勢都市計画復興土地地区画整理事業施行規則

目次	
第一章 総 則	(第一条—第五条)
第二章 費用の負担	(第六条—)
第三章 土地地区画整理審議会	(第七条—第十六条)
第四章 地積の決定の方法	(第十七条—第十八条)
第五章 評 価	(第十九条—第二十一条)
第六章 清 算	(第二十二条—第二十四条)
第七章 雑 則	(第二十五条—第三十三条)

附 則

第一章 総 則

(目的)

第一条 この規則は、伊勢市の戦災復興を目的として土地地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号、以下「法」という。)

(第三条第四項の規定により三重県知事(以下「知事」という。))が施行する土地地区画整理事業(以下「事業」という。))を行うため、法第六十七条第二項において準用する法第五十三条第二項に規定する事項その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の名称)

第二条 前条の事業の名称は、伊勢都市計画復興土地地区画整理事業という。

(施行地区に含まれる土地の名称)

第三条 事業の施行地区を次の地区および工区に分ち、地区および工区の名称ならびに地区および工区に含まれる地域の名称は次のとおりとする。

第一地区

地区および工区名

地区および工区に含まれる地域の名称

- 第一工区 伊勢市宮町、同曾弥町、同大世古町、同一之木町、同一志町、同八日市場町、同宮後町、庚会郡御蘭村大字高向の各一部
- 第二工区 伊勢市一之木町、同宮後町、同本町、同豊川町同吹上町、同岩淵町、同河崎町の各一部
- 第三工区 伊勢市中島町、同辻久留町、同二俣町、同浦口町、同常磐町、同宮町の各一部
- 第四工区 伊勢市中島町、同二俣町の各一部

第二地区

伊勢市船江町、同河崎町の各一部

第三地区

伊勢市岩淵町、同岡本町、同尾上町の各一部

(事業の範囲)

第四条 事業は、法第二条第一項および第二項に規定する事業の範囲内において行うものとする。

(事務所の所在地)

第五条 事業の事務所は伊勢市岩淵町に置く。

第二章 費用の負担

(費用の負担)

第六条 事業に要する費用(以下「事業費」という。)は、国および伊勢市の負担するものを除き県が負担する。

2 知事は、土地地区画整理審議会の同意があつた場合は、前項

の規定にかかわらず法第九十六条第二項の規定による保留地を処分して事業費の一部に充てるものとする。

第三章 土地地区画整理審議会

(審議会の設置およびその名称)

第七条 事業施行のため知事の附属機関として、施行地区毎に都市計画復興土地地区画整理審議会(以下「審議会」という。))を置く。審議会の名称は、次に掲げるとおりとする。

- 伊勢都市計画第一地区 復興土地地区画整理審議会
- 伊勢都市計画第二地区 復興土地地区画整理審議会
- 伊勢都市計画第三地区 復興土地地区画整理審議会

(審議会委員の定数)

第八条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は次のとおりとする。

第一地区 十五人

第二地区 十人

第三地区 十人

2 前項に規定する委員の定数のうちこの事業について学識経験を有する者から選任する委員の定数は次のとおりとする。

第一地区 三人

第二地区 二人

第三地区 二人

3 法第五十八条第一項の規定により土地の所有者および借地

権を有する者から選挙せらるべき委員の数は、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号、以下「令」という。)

第二十二條第四項の規定により知事が公告する。

(委員の任期)
第九條 委員の任期は、三年とする。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(立候補制)

第十條 令第二十四條の規定により委員は、候補者のうちから選挙する。

(予備委員およびその定数)

第十一條 審議会に土地の所有者および借地権を有する者から選挙せらるべき委員についての予備委員をそれぞれ置く。

2 予備委員の定数は、第八條第三項により公告される委員の定数のそれぞれ半数以内で知事が定め、同時に公告する。

3 令第三十五條から第四十條までの規定は、予備委員について準用する。

(得票数)

第十二條 令第三十五條第三項の規定により、法第七十條第三項において準用する法第五十九條第三項に規定する得票数は当該選挙において選挙すべき委員の数でその選挙における有効投票の総数を除して得た数の十分の一以上とする。

(予備委員からの補充)

第十三條 委員に欠員を生じた場合においては、予備委員となつた者の中で得票数の多い者から順次補充する。

2 知事は、前項の規定により委員となつた者の氏名および住所(法人にあつては、その名称および主たる事務所の所在地)を公告するとともに、委員となつた者に対してその旨を通知する。

3 補充により委員となつた者は、前項の公告のあつた日から委員としての資格を取得するものとする。

4 第一項の規定により委員を補充した結果、予備委員の定数に欠員を生じた場合において、既に予備委員である者を除き前条に定める数以上の得票のあつた者が更にあるときは、第一項の規定の例によりその者の中から予備委員を補充することが出来る。

(委員の補欠選挙)

第十四條 選挙されたそれぞれの委員の欠員が定数の三分の一を超えるに至つた場合において、これを補充すべき予備委員がないとき令第四十二條の規定に該当する場合を除くほかは、それぞれの委員について、補欠選挙を行う。

2 前項の補欠選挙においては、予備委員を新たに定めることができる。

(学識経験委員の補充)

第十五條 学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員

を生じた場合においては、知事はすみやかに補充の委員を選任する。

2 学識経験を有する者のうちから選任された委員が法第六十三條第四項第二号または、第三号の規定に該当するに至つたときは、知事は、これを解任して他の者を委員として選任する。

(審議会の運営)

第十六條 審議会の庶務は、第五條の事務所において処理する。

2 この事業に従事する職員は、審議会に出席して説明を行い、および意見を述べることが出来る。

第四章 地積の決定の方法

(従前の宅地)

第十七條 換地の交付の標準となるべき従前の宅地各筆の地積は、昭和二十一年十月九日現在(以下「土地台帳締切期日」という。)の土地台帳地積により、国有地および準国有地については、所管庁の登録台帳(台帳がないときは実測)地積による。

2 土地台帳締切期日経過後に、分筆または合筆を行つた宅地については、土地台帳締切期日現在における分筆または合筆前の土地台帳地積を標準とし、知事の査定した地積をもつて土地台帳に登録した地積とする。

3 土地台帳締切期日経過後新たに土地台帳に登録した宅地については、その登録地積とする。

(所有権以外の権利の地積)

第十八條 換地について所有権以外の権利の部分を定める場合において、その標準となるべき従前の宅地の全部または一部について存する未登記の所有権以外の権利の地積は法第八十五條第一項および同条第三項の規定による申告または届け出の地積による。ただし、申告または届け出の地積が土地所有権の地積と符合しないときは、再訂正して届け出た地積による。

第五章 評価

(評価員の数)

第十九條 法第七十一條に規定する評価員の数は五人以内とする。

(従前の宅地および換地の評定価格)

第二十條 従前の宅地および換地の各筆の評定価格は、その位置、地積、区画、土質、利用状況、固定資産の課税標準、環境等を総合的に考慮して評定し、評価員の意見を聞いて知事が定める。ただし、公共用地にあてため買取した土地および、市有地で公共の用に供している土地に対しては評定価格を定めない。

(権利価格の割合)

第二十一条 所有権以外の借地権（地役権、先取特権、質権、

抵当権を除く）の権利の存する土地については、法第九十四条の規定による清算金算出の基準となるべき所有権と借地権との権利価格の配分割合は、前条の宅地の評定価格、賃貸料、位置、区画、土質、水利・用状況、環境等を参しやくして調査し評価員の意見を聞いて知事が定め配分する。この場合においてこの権利について定められた契約が事業に關する権利義務について特別の条件があるときは、その契約条件を考慮することができる。

第六章 清算**（清算金の算定）**

第二十二條 換地清算について、徴収または交付すべき清算金額は、従前の宅地の評定価格または前条の規定による権利の配分割合により算定した権利価格と当該宅地に対する換地の評定価格または前条の規定による権利の配分割合により算定した権利価格との間における差額を換地計画において清算金として決定する。

2 法第九十条および第九十一条第三項ならびに第九十二条第三項の規定により換地を交付しないで金銭で清算し、または権利を消滅せしめて金銭で清算する場合における清算金は、前項に準じて定める。

3 前二項の清算金に剰余を生じたときは、この事業費に充て

るものとする。

（清算金の分割徴収または、分割交付）

第二十三条 前条の規定による清算徴収金および同交付金については、令第六十一条第一項および第二項の規定により五年以内において、分割徴収し、または分割交付を行うことができる。

2 前項の場合において当該分割徴収または分割交付に關する施行細則（以下「清算施行細則」という。）は、告示で定める。

3 前項の清算施行細則には次の事項を記載する。

- 一 分割して徴収することのできる清算金の一定の額
- 二 分割納付希望申し出の手続および承認に關する事項
- 三 分割徴収の五年以内の回数および毎回徴収すべき金額の算定（利子計算を含む。）に關する事項
- 四 分割して交付することのできる清算金の一定の額ならびに、分割交付の五年以内の回数および毎回交付すべき金額の算定（利子計算を含む。）に關する事項
- 五 分割納付金および分割交付金について変更または繰上げ徴収もしくは、交付に關する事項
- 六 清算徴収金および清算交付金の整理に關する事項
- 七 清算徴収金および清算交付金のある土地の権利譲渡または氏名もしくは住所の変更に關する事項

八 その他必要な事項**（清算徴収金等の納付期限）**

第二十四條 前条第一項の清算徴収金および法第一百四十三条項、または法第一百六条第四項の規定による求償金を納付すべき期限および場所は、知事が定め、少なくとも当該期限の十五日前に納付義務者に通知する。

2 前項の清算徴収金を滞納する者がある場合においては、督促状を發して督促し、その指定した期限までに納付しないときは国税滞納処分例により三重県滞納処分事務取扱規則（昭和二十三年規則第一号）を準用して滞納処分することができ。

第七章 雑則**（換地計画の縦覧に關する公告）**

第二十五條 法第八十八条第二項の規定により換地計画を縦覧に供しようとする場合においては、知事はあらかじめ縦覧開始の日、場所、および時間を公告する。

（所有権以外の権利の申告、または届け出の受理停止）

第二十六條 前条の規定による換地計画の縦覧についての、公告があつた日後法第一百三十四条第四項の規定による換地処分の公告がある日までの間は、知事は法第八十五条第一項の規定による申告および同条第三項の規定による届け出は受理しない。

2 令第十九条の規定による委員の選挙期日の公告の日より二十日を経過した日から令第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の確定公告がある日までの間は、法第八十五条第一項および同条第三項の規定による申告ならびに届け出はこれを受理しない。

（換地処分の時期）
第二十七條 知事は、必要があると認めるときは、地区または工区の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることができ。

（補償金の前払）
第二十八條 法第七十七条第二項の規定により通知を受けた者が自から建築物等を移転し、または、除却する場合において、必要があると認められるときは、知事は法第七十八条の規定による補償金の一部を前払することができる。この場合において、除却する建築物等に所有権以外の権利が設定されているときは、その権利を有する者の同意を得なければならぬ。

（代理人の選定）
第二十九條 施行地区内の宅地について権利を有する者で伊勢市に居住しないものは、事業施行に關する書類の送達を受けるため市内に居住する者のうちから代理人を選定して知事に届け出ることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 特別都市計画事業伊勢復興土地区画整理施行規程（昭和三十年三重県告示第二百九十三号、以下「旧規程」という。）は廃止する。
- 3 旧規程によつてした処分手続その他の行為は、この規則中これらの規定に相当する規定がある場合においては、この規則の規定によつてしたものとみなす。

2 前項の届け出があつたときは、本人に対する書類の送達はその代理人に対して行うものとする。

3 代理人の選定を変更し、または、取り消したときは直ちにその旨知事に届け出なければならない。

（建築物等の許可申請の経由）

第三十条 施行地区内において権利を有する者が、法第七十六条第一項の規定による知事の許可を得るために提出する書類は、第五条の事務所を経由しなければならない。

（権利等の異動の届け出）

第三十一条 施行地区における宅地、建物等の所有権について異動を生じたときは、当事者双方連署して遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。この場合において連署によることができないときは、その事由を記載した書面を添えなければならない。

2 前項の届け出をしないために生じた損害については異議を述べることができない。

（通路等の管理）

第三十二条 事業施行により開設した通路は、法第二条第五項の道路とみなし伊勢市が管理するものとする。

（実施規定）

第三十三条 この規則に規定する外事業施行上必要な事項は、知事が定める。